

所定疾患施設療養費の公表

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズ に適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎・尿路感染症・带状疱疹・带状疱疹・蜂窩織炎)の疾病を発症した場合における施設内 での対応について、下記の条件を満たした場合において評価されることになりました。厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費日の算定状況を公表いたします。

◆令和 4 年度算定実績(令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月)

肺炎	件数	4
	日数	19
尿路 感染症	件数	3
	日数	15
带状疱疹	人数	1
	日数	3
蜂窩織炎	人数	0
	日数	0

◆疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎
血液検査、胸写、抗生剤の点滴注射(生食+マキシピーム、生食+ユナシン、生食+セフトリアキソンナトリウム)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペン錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療

尿路 感染症
血液検査、検尿、一般沈査、抗生剤の点滴注射(セファメジン α 1g キット)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペン錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、など診察結果に基づいた必要な治療

带状疱疹
抗ウイルス薬(ゾビラックス、バラシクロビル)の内服、外用薬(ビダラビン)塗布、水分補給(点滴・経口補水)など診察結果に基づいた必要な治療